

契約主要事項説明書

該当事項は■

件名	小型貨物車購入
質問番号	第5総車-3号
契約担当	総務課
業務担当	総務課
契約期間	契約日から 令和6年3月29日 までとします。
契約保証金	<input type="checkbox"/> (1) 生駒市契約規則の規定により免除とします。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の業務の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 <input type="checkbox"/> (3) 生駒市契約規則の規定により次の①・②に掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ① 契約保証金を現金で納めること。 ② 履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
部分払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
質問回答	提出方法 (提出課:業務担当課 必ず上記の質問番号を記載してください) ※直接持参や指定する方法以外による提出は認めません。 <input checked="" type="checkbox"/> F A X 番号 0743-74-9100 <input type="checkbox"/> 電子メール 提出日 令和5年7月24日(月) 正午 まで 回答方法 生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。 ※生駒市HP (https://www.city.ikoma.lg.jp/)からも閲覧できます。 回答日 令和5年7月27日(木) 15:00 から
※質問書はFAXの場合、所定の書式を送信してください。 電子メールの場合は、添付ファイルに記入の上、送信してください。	
その他	入札価格には重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、環境性能割、リサイクル料及び登録に必要な印紙代は含めないで下さい。(重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料及び登録に必要な印紙代は別途市で負担します。自動車税及び環境性能割は市の場合非課税です。) ただし、新車登録に係る諸費用の一切は入札価格に含むものとします。